

【問い合わせ先】

海上保安庁

警備救難部救難課

課長補佐 坂本（乗船中の事故、海浜事故関係）

TEL 03-3591-6361（内線 5901） 03-3581-2828（夜間直通）

交通部企画課企画調査室

主任企画調査官 今井（船舶事故関係）

TEL 03-3591-6361（内線 6202） 03-3591-5650（夜間直通）



平成 23 年 5 月 23 日  
海 上 保 安 庁

## 海難の現況と対策について（平成 22 年版）

平成 22 年における海難の発生状況は、以下のとおりです。

### 1 船舶事故隻数は 2,400 隻（前年比 149 隻減）で過去 10 年で最少

減少の理由としては、

- ・平成 21 年に発生した、南九州沿岸域における大量の流木に伴う推進器障害や、プレジャーボート（カヌー）の荒天による帰還不能等の集団海難が平成 22 年は発生しなかったことであると推察されます。

### 2 死者・行方不明者数は 1,439 人（前年 1,494 人）で 55 人減少

減少の理由としては、

- ・船舶事故以外の乗船中の事故による死者・行方不明者数が 51 人減少したことが大きな要因となっています。

これらについて、政策目標の達成状況、海難発生状況の分析、海難防止対策等への取り組み状況も盛り込み、かつ、グラフ・写真等を配して、「海難の現況と対策について」として作成しましたので、お知らせします。

具体的な内容については、概要版をご参照下さい。

# 海難の現況と対策について～大切な命を守るために～

(平成 22 年版)

<<概要版>>

## はじめに (平成 22 年のトピックス)

### 1 船舶事故及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数、過去 10 年で最少

平成 22 年における船舶事故及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数は 197 人で、過去 10 年間に於いて最も少ない人数となった。

### 2 船舶事故隻数も過去 10 年で最少・プレジャーボート事故増加傾向

平成 22 年に海上保安庁が認知した船舶事故隻数は 2,400 隻で、過去 10 年間に於いて最も少ない隻数となった。過去 5 年間に於いて事故隻数は横ばいだが、プレジャーボート事故が増加傾向で、特に機関故障の増加が目立っている。

### 3 重大な海難

- (1) 長崎県福江市沖 漁船「第二山田丸」行方不明・沈没海難 (1 月 12 日)
- (2) 和歌山県潮岬沖 貨物船「LONG TRADER」船体傾斜 (2 月 26 日)
- (3) 徳島県鳴門市沖 貨物船「OUTSAILING9」×「日進丸」衝突・沈没海難 (3 月 28 日)
- (4) 佐賀県唐津市 散歩中の子供が岸壁から海中転落 (4 月 5 日)
- (5) 香川県三豊市 水上オートバイと遊泳者の衝突事故 (8 月 15 日)
- (6) 宮崎県日南市沖 浚渫船「HAITUO 008」漂流・乗揚海難 (10 月 24 日)

### 4 改正港則法・海交法施行

7 月 1 日に「港則法及び海交法の一部を改正する法律」が施行され、これにより海上交通センターによる情報提供や勧告といった航行援助の充実強化、各海域の特性に応じた新たな航法の設定等、混雑した海域や港内における船舶交通の安全対策の強化が図られた。

### 5 洋上救急 累積 700 件達成 ～はるか洋上での救急医療～

昭和 60 年に (公社) 日本水難救済会 (洋上救急センター) を事業主体として発足した「洋上救急制度」が、制度開始以来 25 年間で累積出動件数 723 件 (753 人) に達した。

## 第 1 章 海上保安庁の政策目標

### 1 政策目標達成状況

#### (1) 船舶事故及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数の減少

平成 22 年の船舶事故及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数は 197 人 (前年比 85 人減) で目標 (220 人以下) を達成した。

#### (2) マリンレジャー活動に伴う死者・行方不明者数の減少

平成 22 年のマリンレジャー活動に伴う死者・行方不明者数は 312 人 (前年比 16 人増) で、目標 (前年より減少) の達成には至らなかった。

#### (3) 混雑した海域における航路を閉塞するような大規模な船舶事故の防止

平成 22 年は、混雑した海域における航路を閉塞するような大規模な船舶事故は無く、目標を達成した。

## 2 新たな政策目標～第9次交通安全基本計画～

交通安全対策基本法に基づき、平成23年3月31日に策定された第9次交通安全基本計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）においては、次の2つを目標とし、関係省庁や関係機関と連携した安全施策を推進する。

- ・我が国周辺で発生する海難隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。）を第8次計画期間の年平均と比較して、平成27年までに約1割削減とする。
- ・ふくそう海域における、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとする。

なお、3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震の今後の事態の推移も踏まえ、計画期間の終了前であっても、必要に応じて計画の内容を見直すこととする。

## 第2章 海難の現状

### 1 最近の海上交通の動向・環境の変化

混雑した海域における船舶通航量、特定港への入港船舶総隻数、漁船登録隻数及びプレジャーボート保有数はいずれも減少傾向にある。

### 2 海難の発生状況と傾向

#### (1) 船舶事故

平成22年の船舶事故は2,400隻（前年比149隻減）であった。事故種類別では衝突（814隻）、船舶種類別ではプレジャーボート（963隻）がそれぞれ最も多くなっている。

衝突事故の原因は、漁船及びプレジャーボートについては見張り不十分によるものが目立っており、このうち、操業中等の作業中のものが約半数を占めている。また、貨物船については操船不適切によるものが目立っている。

さらに、プレジャーボート事故は、機関取扱不良による機関故障、燃料欠乏やバッテリーの過放電による運航阻害が目立っており、そのうち約半数は発航前点検を実施していない。

#### (2) 死者・行方不明者

平成22年の船舶海難及び人身事故に伴う死者・行方不明者数は1,439人（前年比55人減）であった。内訳は、船舶事故99人（前年比44人減）、船舶事故以外の乗船中の事故228人（51人減）、マリンレジャーに関する海浜事故312人（16人増）、マリンレジャー以外の海浜事故800人（24人増）となっている。

#### (3) 海事関係法令違反の取締り状況

平成22年における海事関係法令違反の送致件数は3,905件（前年比112件減）で、中でも海上交通の安全に直接的に影響を及ぼす航路航行義務違反等の海上交通安全法違反の送致件数は82件（13件減）、港則法違反の送致件数は97件（6件増）であった。

## 第3章 海難防止対策

### 1 関係省庁海難防止連絡会議

関係省庁海難防止連絡会議において、平成22年までの重点対象事項を「漁船の安全対策の推進」と定め、各省庁が連携し、漁船安全対策に係る情報・意見交換等を行ってきた。平成23年度からは「プレジャーボート、漁船、遊漁船及び総トン数500トン未満の貨物船、タンカー、旅客船の安全対策の推進」を重点対象事項とし、依然として多く発生しているプレジャーボートや漁船等の海難防止対策の推進に係る施策の連携をより一層強化する。

### 2 小型船に対する情報提供の強化

従来から船舶運航者等に対して、全国の海上保安部等から船舶交通の安全に関する情報等を提供する「沿岸域情報提供システム（MICS）」を運用してきたが、小型船の海難の多くは、情報の不足が原因となっているため、平成23年度から第三管区海上保安本部において、気象情報や航路標識の事故等の緊急情報を電子メールを活用してユーザーに能動的に提供するなどの新しいサービスを開始し、情報提供の充実・強化を図る。

### 3 小型船舶事故防止対策

小型船舶の海難を防止するには、小型船舶操縦者が安全運航のために遵守すべき事項を確実に行うことが重要であることから、安全啓発用リーフレットを作成し、海難防止講習会実施時等において配布し、多くの小型船舶操縦者に対して遵守事項の周知を行った。今後も、小型船舶の海難防止に向け、小型船舶操縦者の安全意識向上のための啓発活動を実施していく。

### 4 全国海難防止強調運動

毎年7月16日から31日までの間、「海難ゼロへの願い」をスローガンに、関係行政機関と海事関係団体等民間関係者が一体となり、海難防止思想の普及、高揚を図ることを目的として、全国海難防止強調運動を実施している。平成23年度からは、「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」、「小型船（漁船、遊漁船、プレジャーボート）の安全対策の徹底」を重点項目とし、官民一体となった運動を展開していく。

### 5 漁船海難防止対策

毎年10月に漁業関係団体が主体となって「全国漁船安全推進月間」を実施しており、海上保安庁も関係機関と連携・協力の上、漁船海難防止のための各種施策を講じてきた。第十管区海上保安本部ではこの月間にあわせて「漁船セーフティラリー」を開催したところ、参加56漁協のうち52漁協が期間中の無事故を達成した。今後も、漁船海難の減少及び漁業者の安全意識の向上に向けた効果的な漁船海難防止対策を推進していく。

### 6 混雑した海域等における船舶事故防止対策

平成22年7月1日に「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」が施行され、海上交通センターの提供する情報に聴取義務を課すとともに、海上交通センターが船舶に対して危険防止の勧告等を実施できるようになるなど、海上交通センターの役割が強化された。また、改正法の施行により、海上交通センターの運用管制官が行う業務が拡大・高度化されたことに対応するため訓練用シミュレーターを導入するなど研修の充実

を図るとともに、海上交通センターに、運用管制官に対する指導・監督を行う「統括運用管制官」を新たに配置し、業務執行体制の強化を図った。引き続き、制度の適切な運用や海上交通センターのレーダーサービスエリア拡大等を進め、安全な船舶航行の実現、海上交通センターの機能・信頼性の向上を図る。

## 7 マリンレジャー事故防止対策

遊泳中の事故及び釣り中の事故者数は、マリンレジャーに関する海浜事故総数の約7割を占めることから、これらの活動内容に的を絞った事故防止対策を展開していく。

### (1) 遊泳中の事故防止対策

遊泳中の事故の多くは、遊泳禁止海域や離岸流の存在する場所で多く発生していること、また、事故者の約4割が18歳以下の若年齢層であることから、これらに焦点をあてた事故防止対策をとる。

イ 関係機関と連携した総合的な安全管理体制の構築を目指すとともに、海岸を管理する地方自治体に対して、『注意喚起用立て看板』の設置など、遊泳者の事故の未然防止についての働きかけを行う。

ロ 夏休み等長期休暇前に、児童・生徒・教職員等を対象とした安全講習会等を開催する。

### (2) 釣り中の事故防止対策

釣り中の事故は、海の荒れ始める10月～12月にもっとも多く発生しており、特に防波堤からの海中転落事故の約6割が防波堤等で発生していることから、次の事故防止対策を展開していく。

イ 事故が最も多い10月～12月を前に『自己救命策確保に関する講習会』を開催するなど、安全周知活動を行う。

ロ 防波堤管理者に対して、海中転落防止措置の実施や立入禁止区域における侵入防止措置等の適正管理を要請するなど、引続き地域の実情を踏まえた対応を支援していく。

## 第4章 海難発生時の救命率向上策

### 1 ライフジャケット着用率の向上

船舶海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数は、漁船からの海中転落によるものが7割（沿岸で操業する小型漁船からの海中転落によるものは6割）で、また、マリンレジャー活動に伴う死者・行方不明者数では、釣り中の海中転落者が3割となっており、いずれも高い割合となっている。

漁船や釣り人についてはライフジャケット非着用者の生存率は着用者の1/2又はそれ以下であることから、漁業者や釣り人のライフジャケット着用率向上に向け、次のような施策に取り組むこととする。

#### (1) 漁業者を対象としたライフジャケット着用率の向上

地方自治体等関係機関はもとより、水産関係団体等を実施主体として、当事者である漁業従事者及びLGL等関係者による自発的なライフジャケット着用についての

働きかけを行う。

## (2) 釣り人を対象としたライフジャケット着用率の向上

釣り中の事故は、海の荒れ始める 10 月から 12 月にもっとも多く発生していることから、これらの時期を考慮して、釣り中におけるライフジャケットの常時着用等の自己救命策の確保に関する安全講習会を開催するなど、安全周知活動を行う。

## 2 海難情報の早期通報

迅速かつ的確な救助を実施するためには、海難情報の早期通報が重要なことから、引き続き次の周知活動等を行う。

イ 緊急通報用電話番号『118 番』の有効活用

ロ 防水パック入り携帯電話等連絡手段の確保

## 3 救助・救急活動の充実・強化

死者・行方不明者を伴う船舶事故や海中転落は、沿岸部において発生していることから、次の事項について救助体制のさらなる充実・強化を図る。

(1) ヘリコプターの機動性を活かした迅速な現場進出、吊り上げ救助及び救急救命処置を講じながら医療機関への搬送が行える体制の拡充

(2) 警察・消防・自治体等の関係機関はもとより、(公社)日本水難救済会等の民間救助団体との連携を推進する。